

登園見合わせと登園届提出のお願い

保育園では感染症の広がりからお子様を守るため「学校保健安全法による出席停止」を準用しています。下記の疾患にかかった場合、それぞれ特定の期間は登園を見合わせていただき、家庭内での保育をお願いいたします。また、これらの疾患が疑われる場合は医師の診断を受けてください。登園される場合は医師の許可を得た上で登園届の提出をお願いします。登園届は伝染病の流行状況だけでなく、ひとりひとりの園児の健康状態を把握する上でも必要ですのでご協力をお願いいたします。

第1種：ペストなど入院治療が必要な重い病気です。

第2種：

病名	学校における出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し かつ 解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退したのち2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し かつ 症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

第3種：

腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれなくなるまで。無症状排菌者は登園可。
流行性角結膜炎	感染のおそれなくなるまで
急性出血性結膜炎	感染のおそれなくなるまで
その他＊	医師が登園しても差し支えないと認めるまで

＊その他の疾患例：溶連菌感染症・RSウイルス・ヒトメタニューモウイルス・ウイルス肝炎・伝染性紅斑（りんご病）・手足口病・ヘルパンギーナ・感染性胃腸炎（流行性下痢症）・マイコプラズマ肺炎・ヘルペス性歯肉口内炎など

＊アタマジラミ・伝染性膿疹（とびひ）などは原則的には登園見合わせの必要はないと考えられますが、集団の年齢構成や疾患の重症度などで登園を見合わせていただく場合もあります。

キリトリ

（登園を開始する日）令和 年 月 日

登園届

今回の登園停止について、医師の許可が出ましたので本日から登園いたします。

組 児童氏名 病 名

診断を受けた医療機関 医 師 名

〔登園停止期間〕 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

保護者氏名 印